

第5章 推進体制

1 計画の推進体制

食育を総合的かつ計画的に推進し、市民の取組を支援するため、様々な関係機関、団体及び行政が、それぞれの特性を生かしながら主体的に普及活動や環境整備を行います。

保健医療福祉関係機関

保健・医療・福祉等の専門機関として、様々な機会を通して情報提供や啓発を行うことで、市民の健全な食生活の実践を支援する役割を担います。

食品流通販売企業 等

生産者や食品関連事業者は、食料の生産から消費までの食の循環や環境について、安全な農水産物の提供、農水産業の体験、情報の提供等、市民の関心や理解を深めるための取組等の役割が期待されます。

企業 等

職場等では、健康診査の受診や健康づくり、生活習慣病予防のための推進、生活習慣病予防のための食事提供等、働く人々やその家族の健康管理や食環境の整備が期待されます。

教育機関 等

乳幼児～大学生における食育を推進するため、家庭、地域と連携を図りながら、園児、児童、生徒、学生等が自ら健全な食生活を実践できる力を育む役割を担います。

食育推進関連団体

地域において、食育事業やイベント等を行い、バランスの良い食生活の知識や調理技術、地産地消や食品ロス削減、食文化の伝承等、食育の実践につなげる役割を担います。

行政

本市は、本計画の進捗管理を行うとともに、市の特性に応じた食育施策を実施する役割があります。関係機関等と協力・連携を図り、情報や目的を共有しながら、食育を推進します。

2 進捗管理

計画の進捗管理として、取組の進捗状況を把握・評価し、より効果的な施策展開を検討します。

藤沢市食生活対策推進協議会

本市では、令和5年度まで食育推進計画の進捗管理を藤沢市食育推進会議にて行っていましたが、令和6年度から食育の推進の他、本市における様々な栄養・食生活の課題に向けた施策の推進が効果的に行われるよう、藤沢市食生活対策推進協議会を設置することとしました。

令和6年度から、食育推進計画の策定、進捗状況の把握・評価等について、藤沢市食生活対策推進協議会にて進めていきます。